



組織規程

2020年11月30日 第5回理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款（0000）第37条および定款細則（0000-01）第6条、第7条、第8条、第9条、第10条により設置される本会の支部、常置委員会、部会、連絡会、専門委員会の組織（以下、「各組織」という）ならびに各組織の構成・運営にかかる基本原則および本部の構成を定めることを目的とする。

(本部の構成)

第2条 理事会および理事会に属する組織、事務局、本会全体の運営にかかる事項を所掌する常置委員会をもって本部を構成する。

2 本部は、本会全体の活動を統括するとともに、必要に応じて支部、部会等の活動を支援することをその基本的な機能とする。

(常置委員会)

第3条 定款細則第6条に基づき、次の常置委員会を置く。

- (1) 企画委員会
- (2) 総務財務委員会
- (3) 部会等運営委員会
- (4) 支部協議委員会
- (5) 編集委員会
- (6) 広報情報委員会
- (7) 教育委員会
- (8) 国際活動委員会
- (9) 標準委員会
- (10) 倫理委員会
- (11) ダイバーシティ推進委員会
- (12) 標準活動運営委員会
- (13) 会員サービス委員会

2 前条に定める本部の一部を構成する常置委員会は、本条第1項に定める常置委員会のうち、編集委員会および標準委員会を除く常置委員会とする。

(支部)

第4条 定款第38条および細則第7条に基づき、次の支部を置く。

- (1) 北海道支部（北海道）

- (2) 東北支部（青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県）
- (3) 北関東支部（茨城県，栃木県）
- (4) 関東・甲越支部（新潟県，群馬県，埼玉県，東京都，千葉県，神奈川県，山梨県）
- (5) 中部支部（富山県，石川県，福井県東部，長野県，岐阜県，愛知県，静岡県，三重県）
- (6) 関西支部（福井県西部，滋賀県，京都府，奈良県，和歌山県，大阪府，兵庫県）
- (7) 中国・四国支部（鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県）
- (8) 九州支部（福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県）

（部会）

第5条 細則第8条に基づき，次の専門分野別の部会を置く。

- (1) 炉物理部会
- (2) 核融合工学部会
- (3) 核燃料部会
- (4) バックエンド部会
- (5) 熱流動部会
- (6) 放射線工学部会
- (7) ヒューマン・マシン・システム研究部会
- (8) 加速器・ビーム科学部会
- (9) 社会・環境部会
- (10) 保健物理・環境科学部会
- (11) 核データ部会
- (12) 材料部会
- (13) 原子力発電部会
- (14) 再処理・リサイクル部会
- (15) 計算科学技術部会
- (16) 水化学部会
- (17) 原子力安全部会
- (18) 新型炉部会
- (19) リスク部会

（連絡会）

第6条 細則第9条に基づき，次の連絡会を置く。

- (1) 海外情報連絡会
- (2) 学生連絡会
- (3) 若手連絡会
- (4) シニアネットワーク連絡会
- (5) 核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会

(専門委員会)

第7条 細則第10条に基づき、次の専門委員会を置くことができる。専門委員会は複数設置を可能とする。

- (1) 研究専門委員会
- (2) 調査専門委員会
- (3) 特別専門委員会

(構成・運営の基本原則)

第8条 各組織は、諸規程に則って自律的に運営をおこなうことを基本とする。このため、各組織において、構成、運営に関する事項を規程として定める。

- 2 構成にあたっては、責任者(委員長等)を置き、必要に応じて副責任者(副委員長等)、幹事をおく。加えて、適正な予算執行のため、会計責任者を置く。
- 3 運営にあたっては、役割分担を明確にした上で事務局の支援を得ることができる。各組織と事務局の役割分担の基本的な考え方は別途定める。

(改定)

第9条 本規程の改定は、理事会が決定する。

附則

- 1 平成22年11月30日 第513回理事会制定、平成23年4月1日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成26年1月30日 第5回理事会承認
 - ② 平成26年11月28日 第5回理事会承認
 - ③ 平成27年6月19日 第1回理事会承認
 - ④ 平成28年5月24日 第8回理事会承認
 - ⑤ 平成28年10月25日 第4回理事会承認
 - ⑥ 平成29年3月21日 第7回理事会承認
 - ⑦ 2020年7月31日 第2回理事会承認
 - ⑧ 2020年11月30日 第5回理事会承認

附則

- 1 平成26年1月30日改定の規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年11月28日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 3 平成27年6月19日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 4 平成28年5月24日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 5 平成28年10月25日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 6 平成29年3月21日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 7 2020年7月31日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 8 2020年11月30日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。